

1. 2009年コンプライアンス宣言時からの指導の徹底

以下の内容につきましては、全職員、信者に至るまで継続的に教育指導を行ってききましたが、今後も再度徹底致します。

- ①民事裁判等で問題とされたような、献金と先祖の因縁等を殊更に結びつける、または、威迫・困惑を伴うような献金奨励・勧誘行為はしてはならない。
- ②信者への献金の奨励・勧誘行為はあくまでも信者本人の信仰に基づく自主性及び自由意思を尊重し、信者の経済状態に比して過度な献金とならないよう、十分配慮しなければならない。
- ③伝道活動において、勧誘の当初から家庭連合であることを明示すること。

2. 追加する指導基準

- ①上記の②に関して、ここでいう「過度な」とは、献金により通常の世界生活（家族も含む）を困難にするような程度、あるいは、献金の為に借金をする等のことであることを明示し、献金が信者の生活を圧迫することが決して無いよう指導を徹底致します。

3. その他の施策

- ①政府で対応するとされている被害を訴える方への対応に関して、当法人に対して返金請求や被害を訴えるなどの申し出があった場合は、一件一件誠意を尽くして対応し、自ら早期に解決を図って参ります。
- ②全世界の宣教活動への支援につきましては、これを大幅に見直す（減額することとし、予算全体の減額、および、国内への教育、文化活動、支援活動への使用を拡充することと致します。
- ③本部に「教会改革推進本部」を設置し、これらの改革の実行が教団の隅々に至るまで確実になされること、および、その影響や効果を常に測定しながら臨機応変な対応策を講じ、改革の目的である教会が広く社会から信頼され、公益に資する宗教法人として本来の使命を果たせるよう、また、今後一切世間からの誤解を受けることが無いよう、効果的な教会改革を推進致します。
- ④今後、上記の方針に違反する責任者、職員については内部規定に基づき厳正に処分を行います。

以上

改革の追加指針

2022年10月4日

(宗)世界平和統一家庭連合

本年9月21日に発表した「教会改革の方向性」に、以下の指針を新たに追加します。

- ①月収の10分の3（自己申告）を超えと思われる献金を捧げられた場合は、その資金の性質（給与、金融資産、家族の同意の有無等）を記録し、受領証等を発行する。
- ②当該記録は、内部監査の対象となり、教区法務委員会、改革本部等で検証を行う。
- ③半年に一回は信徒に対する無記名アンケート調査を行い、「教会改革の方向性」の実施状況を確認し、必要に応じて指導または処分を行う。
- ④各教会における家庭相談員、地区における家庭総合相談室の制度を通し、必要に応じて、信者家庭への支援を強化する。

以上